

令和2年8月5日

【課長補佐】 それでは、定刻よりも少し早いですけれども、皆様おそろいになりましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第17回会議を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。事務局の国土政策局総合計画課国土管理企画室の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、国土管理専門委員会としては初の試みとなりますが、ウェブ会議形式で開催させていただきます。不慣れな点等ございましたら、御容赦いただければと存じます。

また、これまでの会議と同様に、御希望される方にウェブにて傍聴いただいております。

なお、ウェブ会議の運営方法につきましては、基本的なルールを事前に資料とともにお送りさせていただいております。円滑な進行のため、委員の皆様におかれましては、御発言される時を除いて、音声の設定をミュートとしていただき、御発言の御希望等ございましたら、チャットでお知らせいただければと存じます。その他、何かございましたら、事務局までお知らせください。

では、まず初めに、会議の開催に当たりまして、幹部の異動等ありましたので、幹部を御紹介させていただきたいと思っております。

まずは、国土政策局長の中原より、一言御挨拶を申し上げます。

【国土政策局長】 7月21日に着任いたしました中原と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、この委員会に御参加いただいて、深く感謝申し上げます。

この国土管理専門委員会では、平成27年8月に策定しました国土形成計画の推進に関して、人口減少下における国土の適切な利用管理の在り方を議論していただいているところでございます。平成28年9月から始まって、約4年間にわたって御議論いただいてきており、今年度は、まず本日の委員会で昨年度の議論をとりまとめた2020年とりまとめを御確認いただいた上で、本委員会5か年の最終的なとりまとめとなる国土の管理構想が、国・都道府県・市町村・地域のそれぞれの国土管理の在り方について言及するものとなるように、今回の委員会から御議論いただいて、しっかり検討していきたいと考えているところ

でございます。

最終的にとりまとめるテーマは大変難しいものでございますけれども、急速な人口減少が進む中、ますます多くの地域が直面することとなる課題であるとも考えております。現場に寄り添いながら、こうした課題を乗り越えて、適切な国土管理を続けていくための方策を提言していきたいと考えております。全体のとりまとめに向けて、委員の皆様方には、以上申し上げたことにつきまして、引き続き、御指導、御助言を頂きたいようお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、大臣官房審議官の黒川でございます。

【審議官（黒川）】 おととい8月3日付で審議官を拝命しました黒川と申します。よろしくお願ひいたします。

前職は林野庁で林政課長をしておりまして、その際、土屋委員には非常に林政審議会でもお世話になりました。ありがとうございます。先生方の議論に一刻も早く追いついて、議論に参画させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、大臣官房参事官併任で国土管理企画室長の大塚でございます。

【参事官】 大塚でございます。私も8月3日に着任いたしました。前職は高速道路の関係でしたが、もともと私は国土の背番号を持つ者でございまして、従前から五全総の作成であるとか、あと、10年ほど前は限界集落の対策の検討などで先生方にもお世話になってきたところでございます。これは議論の深みがあり、先輩方が営々と築き上げた議論もございまして、早く勉強して皆さんと実質的な議論ができればと思っております。今日はよろしくお願ひいたします。

【課長補佐】 それでは、続けたいと思います。

本日、飯島委員、中村委員、山野目委員は、所用のため欠席と連絡を頂いております。また、大原委員については、15時までの御出席と御連絡をいただいております。

音声は少し聞き取りづらいということですが、今のこちらの音声は聞こえておりますでしょうか。チャットなどを使ってコメントいただければと思います。

続けてよろしいでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。また音声等聞き取りづらいところがございましたら、連絡をいただければと思います。

本日は、7名の委員に御出席いただいております。国土管理専門委員会設置要綱の4に定められております会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを申し添えます。

これ以降の議事運営は中出委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【中出委員長】** だいたい委員会の間があきましたが、初めてのウェブの会議ということで、不慣れな部分もありますが、よろしくお願いします。

議事次第を御覧いただくと、今日は議事が、基本的には2つあって、「2020年とりまとめ（案）について」、それから2つ目が「国土の管理構想と今後の検討方針（案）について」ということで、3番目に「その他」がありますが、この順番に進めさせていただき、とさせていただきます、基本的には、前半のとりまとめ（案）が、時間として約半分弱ぐらい、それから、管理構想と今後の検討方針について、半分ぐらいの時間をとればと思っております。

それでは、まず議事の（1）「2020年とりまとめ（案）について」、資料1から資料1-3を用いて、事務局から説明をお願いします。

**【課長補佐】** それでは、資料1-1から1-3について説明をさせていただきたいと思っております。

まずは資料の1-1、前回からの変更点と今後の検討方針を御覧いただきたいと思っております。

1ページ目でございます。

第16回国土管理専門委員会における方針としては、以下の3つの方針をお示ししてまいりました。国土管理専門委員会の方針としましては、国土審議会計画推進部会への報告に向けて2020年とりまとめをまとめる。そのとりまとめの方針としましては、過去4か年の検討事項を総括した2020年とりまとめを検討する。管理構想の方針としましては、2020年とりまとめと並行して管理構想の指針をまとめるということをお示ししてまいりました。

次のページでございます。

2ページですが、前回からの変更点と今後の検討方針としまして、第16回委員会以降の情勢の変化がございました。新型コロナウイルスの影響で、2月に予定しておりましたワークショップが中止となり、開催の見込みが立っていないこと、現地調査、市町村ヒアリング等についても一部中止となっていること、管理構想については、引き続き議論していくべき

項目・論点があることがございました。

そこで、今後の検討方針としましては、変更方針案のとおりとさせていただきたいと考えております。

国土管理専門委員会の方針ですが、1年間議論を延長し、2021年度の計画推進部会までに最終とりまとめをまとめる方針で委員会を引き続き開催する。

とりまとめの方針としまして、昨年度の1年間の議論を踏まえた2020年とりまとめを今般とりまとめる。

誤植がありました。「2021年夏頃」と書いておりますが、「春頃」の間違いでございます。訂正させていただきます。

2021年春頃をめどに、過去5か年の議論を踏まえた最終とりまとめをまとめる。

管理構想の方針につきましては、2021年春頃をめどにとりまとめる最終とりまとめについては、管理構想を中心にとりまとめる。

このような方針変更をさせていただきたいと考えております。

続きまして、資料1-2、1-3、別紙1の内容であります「2020年とりまとめの考え方」について、主に資料1-2を使って説明をさせていただきます。

1ページ目でございます。

2020年とりまとめの考え方でございます。資料1-3の2枚めくっていただいたところに目次もございますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。

第14回から16回委員会での審議事項を踏まえまして、矢印下のような流れで考え方を整理させていただきました。

2020年とりまとめの考え方ですけれども、まず「はじめに」としまして、第1章では、これまでの経緯、今後の方向性などについて整理をさせていただきました。

次に、2章の2の2節までの内容になりますけれども、高齢化率40%以上ですとか、若年人口率10%以下、あと、駅から1キロ以内の範囲を除外するといったような、そういった条件で対象地域の絞り込みを行いまして、都市郊外部の宅地を中心とした地域で中長期的に土地利用・管理の課題の深刻化が予想される地域ということを定義させていただいて、その地域についてGISによる地域の特徴の分析を行わせていただきました。

また、併せて現地調査結果から、土地利用・管理の課題を整理させていただいております。

2章3節では、宅地を中心とした地域以外の宅地や農地などの地目の混在が見られる地域や平野部の農地を中心とした地域を対象として、追加の現地調査を実施し、その結果を整

理させていただきました。

それらの整理を踏まえ、3章では、3ポツ目になりますけれども、2019年とりまとめで提起をした管理構想について、中山間地域だけでなく、都市郊外部の宅地を中心とした地域、宅地や農地などの地目の混在が見られる地域、平野部の農地を中心とした地域における適用可能性を整理させていただきました。

最後に、4章では、その結果を踏まえた考察から、2021年春頃にとりまとめる予定の管理構想の検討を進めていくことを明示させていただきました。

次のページでございます。

2ページ目ですが、追加の現地調査箇所についてでございます。

第16回委員会において、地域の状況に応じた管理構想策定の必要性について、それまでの現地調査を実施した京都府A地区、埼玉県B地区及び長野県中条地区の調査結果から、以下のように考察しております。

例えば、宅地を中心とした地域においては、近隣の空地・空家の課題にとどまる場合が多いことから、地域管理構想策定の必要性が比較的低いのではないかとといったようなことを整理させていただいております。

上記の考察を踏まえまして、矢印の下ですけれども、宅地を中心とした地域から検討対象を拡大しまして、宅地や農地などの地目の混在が見られる地域や、平野部の農地を中心とした地域を対象に追加調査を実施するというを前回の委員会にて提示をさせていただいておりました。

そこで、16回の委員会以降、以下の地域において調査を実施させていただきました。

宅地や農地などの地目の混在が見られる地域としまして、長野県C地区、茨城県F地区、岡山県I地区。平野部の農地を中心とした地域としまして、愛知県D地区、茨城県G地区、福島県H地区ということで調査を実施いたしました。

調査箇所の概要は、次のページにまとめております。

また、調査箇所の詳細は、別紙1としてまとめさせていただいておりますので、適宜御覧いただければと思います。

3ページ目でございます。

追加の現地調査箇所の概要でございます。それぞれの地区の特徴ですとか、課題、コミュニティの状況等について、表の形で整理をさせていただきました。

例えば、地目の混在が見られる地域の茨城県F地区では、地区の特徴としまして、196

0年代以降行われた広域での市街地開発に伴い、宅地需要が強く農地転用が進行した地区で、農地・宅地が混在しているという特徴がございました。

課題、コミュニティの状況としましては、管理されていない農地・林地の増加により、生活環境の悪化が懸念されている。また、新住民が多い地区では自治会が形成されておらず、土地の管理上の課題は行政が行うべきという意識があるという状況がございました。

また、平野部の農地を中心とした地域では、例えば、茨城県G地区ですと、昭和30年代から開発された工業地帯に隣接しており、施設園芸等が中心に営まれている農地を中心とした地域で、土地持ち非農家が多いという特徴がございました。

課題、コミュニティの状況としましては、耕作放棄地が増加し、原野化が進んでいるが、その悪影響は現時点では把握されていない。また、自治会加入率は5割程度。農地維持のための共同活動は一部の地域のみで行われていないという状況がございました。

次の4ページ目でございます。

これらの現地調査結果を踏まえまして、管理構想の適用可能性を整理させていただきました。

現地調査を踏まえまして、宅地を中心とした地域、宅地や農地などの地目の混在が見られる地域、平野部の農地を中心とした地域について、各地域の土地利用・管理の課題と地域管理構想の適用可能性について整理をさせていただきました。

また、地域に関わらず、現地調査から得られた知見として、コミュニティの活性状況による地域管理構想の有効性や市町村の関与の必要性など、取組の進め方に関する知見を併せて整理をさせていただきました。

これらの整理を踏まえて、地域管理構想の策定の手順や、国・都道府県・市町村・地域各層の国土の管理構想として示す内容、各層の関係・調整プロセス等について今後検討するというところでまとめをさせていただきました。

それでは、管理構想の適用可能性のまとめをさせていただきたいと思います。オレンジ色の枠の中、宅地を中心とした地域でございます。

埼玉県B地区及び神奈川県E地区において確認された課題は近隣の空地・空家の課題が主であり、地目横断的に土地利用の総合調整をする必要がないと考えられましたことから、矢印のところですが、地域管理構想を策定する必要性は低い。また、市町村としても個別施策による対応で足りる可能性が高いという形でまとめをさせていただきました。

ただし、京都府A地区からの事例から、将来に向けた地域としての在り方の検討が必要な

場合には、地域管理構想を通じた解決が有効な可能性があるということも考えられるということでもとめをさせていただきました。

次の5ページでございます。

地目の混在が見られる地域と、平野部の農地を中心とした地域ということで、こちらにつきましては、基本的には地域管理構想による解決が有効であるという形でとめをさせていただきました。

ただし、地目の混在が見られる地域の2ポツ目の「ただし」のところですが、茨城県F地区の事例のように、新旧住民が混在することで地域の自治機能が弱く、住民自身が地域課題を解決すべきという意識が弱い場合があることも考えられるため、そういった場合には、市町村の主導で地域における管理について検討を進める必要があるということでもとめをさせていただきました。

次の6ページ目でございます。

地域に関わらず得られた知見もとめをさせていただきました。地域全体に影響する課題がある場合、他の地域へ影響する課題がある場合、コミュニティの活性状況でもとめをさせていただいております。特にコミュニティにつきましては、京都府A地区、愛知県D地区、福島県H地区など、共同で管理する施設・土地がある場合には自治機能が発達しており、地域管理構想の検討を進めやすい環境にあるという形でとめをさせていただきましたが、一方で、矢印のように、コミュニティの活性状況から地域管理構想の取組を住民全体で進めることが難しい地域については、市町村の主導により地域管理構想の策定可能性を高めていくことが重要であり、それでも地域による策定が難しい場合には、市町村において当該地域を含めた管理構想を優先的に策定するといったことが必要であるという形でとめをさせていただきました。

最後に、7ページ目ですが、課題、コミュニティの状況、地域管理構想の適用可能性について、今回調査をしましたAからI地区までの9地区について、表の形でとめをさせていただいております。

資料の説明は以上でございますが、本日御欠席の中村委員から、事前に御意見を頂いておりますので御紹介をさせていただきます。

今回のとりまとめの結論として、宅地を中心とした地域や宅地・農地の混在地、平地・農村地域については、長野市中条地区に比べて管理構想を取り組むプライオリティが低いということがあると思う。その前提で国土の管理構想についても整理するのではないかと

う御意見を頂いております。

事務局からは以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

今ほど、資料1-2に基づいて御説明いただきましたが、実際には資料1-3を御覧いただくと、最初のところに目次があって、1章：はじめにから、4章の今後の検討の方向性まで、一応全体の枠組みというか、本文も書かれているのですが、その全体の考え方、それから昨年からの変更点、修正のところ、特に、昨年来、議論していた内容から少し状況が変わっていることを踏まえてという辺りのところで説明があったと思いますが、何か今までのところでお気付きの点で御発言いただける方は、チャットで言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構ですが。

では、広田先生と土屋先生、お二方、何かあればよろしく申し上げます。

【広田委員】 資料1-2について言えば、非常によくまとめられているというのが私の第一印象でして、現地調査を踏まえた管理構想の適用可能性の整理のあたりも、おおむねこういうような形でいいのではないかと私自身は感じました。ですので、これに対して異論とかがあるというよりは、こういうまとめでいいのではないかという、そういう意見です。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

昨年の議論で、一昨年やった中山間地だけが管理構想の対象ではないはずだということ、まず昨年一年、近郊もしくは地方のそういう郊外部についても検討を加えていただいた上で、特に昨年度の最後に、もう少し多様な地域をピックアップして議論していただいたわけですが、それに対しての枠組みについては、これによろしいのではないかという御発言だったと思います。

それでは、土屋先生、よろしく申し上げます。

【土屋委員】 私も広田さんとあまり変わらないと言えば変わらないのですが、基本的にはこのようなところかというように思います。ただ、都市の近郊というか、遠郊については、地目変更が今のところないから必要性が低いのではないかというのは、現実のところだけ見るとそうなのですが、近い将来にかなりコミュニティ自体が急に崩壊する可能性があるのではないかということに危惧していて、それと、この管理構想自体がある程度長いスパンのことを考えるものであるとすると、必要性がないという書き方でいいのかという気が少しいたします。現状を見る限りは、プライオリティを付けるのだから仕方がないと言えば



仕方がないのですけれども。基本的にはこれでいくのだろうなどは思っています。

【中出委員長】      ありがとうございました。

今日御欠席の中村委員のほうからは、宅地・農地の混在地とか、平地・農村地域とか、宅地を中心とした地域も含めてですけれども、プライオリティが低いのではないかと言われましたけれども、私も実は土屋先生と同じで、首都圏の遠郊とか、あるいは地方の近郊を考えたときに、あと10年ぐらいはまだ2人世帯が1人世帯になりという形でもつかかもしれないけれども、その後のことを考えると、土地の管理というのが相当大的な問題になってきて、本当に喫緊かと言われると、ほかにあるかもしれないけれども、今言われたように、20年なり、もっと長期を考えて持続可能性のことを考えたときには、同じレベルで、プライオリティが同じかどうかは分からないけれども、ちゃんと議論しておかなければならないのだということは、今回のとりまとめでもきっちり示しておいたほうがいいのかと私も思いました。

それでは、今、チャットのほうでは、一ノ瀬先生、大原先生からは異存がないということですが、瀬田先生のほうから、一言ということですので、瀬田先生、よろしくお願いします。

【瀬田委員】      今、土屋先生や中出先生がおっしゃっていただいたこととほぼ同じことですけれども、やはり郊外、遠郊部でも問題があるというところを報告書でしっかり指摘はしておくべきだと思います。郊外、つまり、遠郊の団地ですとか、あるいは別荘地とかも実際に行ってみると、もうほとんど森になっていたりするところですか、そこはもう放置していればいいということには多分ならないと思います。ただ、今回検討している地域管理構想と同じような形で対応するかというのは、まだ少し検討の余地があるのではないかと思いますので、将来的にはそういう場所もしっかり検討していかなければいけないということをも明記していただけるとありがたいと思います。

以上です。

【中出委員長】      どうもありがとうございました。

もしよろしければ、浅見先生、昨年あるいは一昨年の委員会の頃に、首都圏遠郊の問題については、浅見先生のほうからもメッセージを、こういうことについて触れるべきだということをお願いしたと思うのですが、何か一言あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【浅見委員】      資料1-2というよりは1-3のほうを見ていたのですけれども、できればなんですが、土地の管理上の問題というのは、典型的にはどういう問題なのかというのと、

もう少し具体的に書いたほうが、この報告書を読む人が分かりやすいというように思いました。

それを基にして、では将来、実際にどこで起きやすいかというのを考えていくと分かりやすく、実際にAからIまで実態の調査をしたのですけれども、今はそれぞれの性質で3つに分けているのですけれども、起きそうな課題で分けると、もっと分かりやすいという感じもしました。今から変えるのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、分かりやすさを上げるという意味では、そういった整理もあり得るかというようには思ったという次第です。

以上です。

**【中出委員長】** ありがとうございます。

資料1-3の目次のところで、第2章で取り巻く課題、例えばそれぞれ都市郊外部の宅地を中心としたとか、地目の混在が見られる地域といったような地域の課題というところが一応書かれてはいるけれども、その部分について、もう少し課題を分かりやすくといったことかと。

**【浅見委員】** 恐らくなんですけれども、混在することが課題なのではなくて、管理不全になることが課題ですね。なので、どういう要因で管理不全になるか。例えば、世帯が非常に減ってしまって管理不全になるとか、特に農地でいえることですが、土地利用調整ができなくて合意形成が難しく最終的に管理不全になるとか、管理上の問題がもう少し分かれる気がします。それと、実際に3つに分けたものと対応関係がうまくついていれば、非常に読み手にとっては分かりやすいというように思った次第です。

**【中出委員長】** ありがとうございます。

私が事務局に頼んで一覧として追加してもらった資料1-2の3枚目のスライドで、地区の特徴と、課題、コミュニティの状況等の記載があり、ここで書かれている課題やコミュニティの状況等というところを、もう少し管理上の課題というところの視点に絞って、もう一度、総ざらいして、それをとりまとめにもう一度フィードバックするということができれば、浅見先生の言われていることに半分ぐらいは対応できるのではないかと思います。課題ごとの書き換えは無理かもしれないです。

**【浅見委員】** あくまで単なる希望として申し上げただけで、全面的に書き換えてほしいという意味ではないので、その辺は適宜御判断いただければと思います。

**【中出委員長】** 確かにもう少し管理上の課題というところを中心にすればいいとは思

いました。ありがとうございます。

今、特に全体としての枠組みとしては問題がないという御発言が多くあった中で、少し注文は付いているのですが、一ノ瀬先生、チャットにて異論はございませんとは一度返していただいているのですが、これでよろしいですか。

【一ノ瀬委員】 結構です。異論はありません。

【中出委員長】 はい。では、どうもありがとうございました。

多分、私が全員の意見をお聞きしているかが少し定かではないのですが、一応、大原先生はチャットで特に異論はないと言われていたので、私を含めて委員が7人だとすると、今、6人の方から一応お聞きしたのですが、今までの各委員の御発言を基に、もう一言というような方がおられれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今ほど頂いた意見、特に土屋先生からの意見、あるいは、まとめのところで管理上の課題というところを重視すべきだという浅見先生の意見等を踏まえて、それから、瀬田先生のほうからも遠郊地と言ったときに、別荘とかといったようなところも宅地としては問題があるという意見等も踏まえて、最後のとりまとめは微修正させていただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、特に御異論はございませんようですので、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、意見は出尽くしたようですが、事務局から補足等、あるいは、今までの意見に対して何か回答すべき点がありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【専門調査官（山本）】 国土管理企画室の山本から、1点だけいいですか。

【中出委員長】 どうぞ。

【専門調査官（山本）】 1点なのですが、土屋先生からも宅地を中心とした地域についても地域管理構想を策定する必要性が低いとまで言っているのかという御意見だったと思うのですが、その点、念のため補足させていただきます。今回そういうように書かせていただいたのは、さっき浅見先生がおっしゃっていた管理不全の課題となるものが完全に空地・空家の周辺地域への影響の課題に限定されるものだったので、それについてはなかなか国土管理上の課題として整理するのが難しいというのが前提にあり、その対象地域ではないなというような整理を今回させていただいています。

ただ一方で、スライドの6ページ目に書かせていただいている内容でもあるのですが、そこで地域全体に影響する課題がある場合だとか、他の地域へ影響する課題がある場合といったようなことを書かせていただいていると思うのですが、今回、委員会のほうでも取り上げさせていただいた京都のA地区の事例のように、かなり法面崩壊が進んでいたり、空地・空家の周辺の課題といえるようなレベルの課題ではないというような状況にあって、そういった地域については地域の中でそもそもどうやってこの地域を維持するのか、どうしていくのかということをやっぱり考えなければいけないだろうということで、A地区のようなところは宅地が中心であってもやっぱり必要であろうという整理にさせていただいています。将来的に10年後、20年後どうなるかということは当然見越した上でですけれども、近隣の空地・空家の課題に限定されると今時点で完全に思われるところで作成するのは少し難しいのではないかというのが、事務局側の今時点の整理ということだけ念のためお知らせさせていただきます。

**【中出委員長】** どうもありがとうございます。

土屋先生、今のようなところの事務局からの回答なのですが、何かございますか。よろしいですか。

**【土屋委員】** 基本的には理解しました。ただ、同じところを繰り返すことになるのですが、恐らくこういう地域は、コミュニティが崩壊するスピードが、これまでの既存の地域から比べるとかなり早いと思っていて、ですから、それが例えば国土管理上の問題に発展するというのも、特に最近のようにかなり気候上も激甚な気候といいますか、豪雨があったりとかということがあったりすると、急激に傷んでいく可能性があるのではないかとこのことを感じていて、予防措置的な部分というのを考えなくてはいけないという気は若干しています。

ですから、今は大丈夫だけれども、将来的に脆弱になる可能性があるみたいなところを、何か別のカテゴリーで少し持っていたほうが良いという気はいたします。

**【専門調査官（山本）】** その点についても、コミュニティがかなり脆弱な可能性が高いというのも今お話があったと思いますが、そうなってくると、やっぱり地域で話し合うのが難しいというふうに思っていて、この後の管理構想の課題に議論で市町村管理構想と地域管理構想は一体的に考えていかなければいけないということで整理させていただきたいと思っていて、宅地を中心としたところは、今おっしゃっていたような災害の状況とかにも、コミュニティの中で対応する部分で限界がかなりあるのではないかとこのことが

今回見られましたので、そういう意味では、市町村のほうで管理構想をがつつり作って、そこから地域に下ろしていくような形もあり得るのではないかというふうに事務局としては考えているという感じです。

【中出委員長】 私も実は土屋先生と同じように少し懸念を抱いているのは、要するに、農村地域などのほうがどちらかというところリダンダンシーがあって、郊外住宅地みたいところは、そういう意味では、現状ではロバストネスがあるかもしれないけれども、リダンダンシーがなく、一気にカタストロフィー的になるのではないかという、多分そういう御懸念が土屋先生にもあると思うので、その辺りのところも含めて、予防措置として、早めに地域管理構想を作っておくことで将来に対応するというようなことが、地域からは無理かもしれないけれども、自治体としては持っていなければいけないというような、そういう視点は必要だと思うので、その点はもう少し、もし踏み込んで書けるなら書くようなことを前提にいただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、少し先に進ませていただきたいと思いますが事務局の方からお願いいたします。

【課長補佐】 手続的な話なのですが、ただいま委員の皆様から頂きました御意見、管理上の課題の部分をもう少しはっきりさせたほうがいいのではないかというところですか、将来的なところ、そういったところの書きぶりなど、事務局の方でまた資料の修正を少しさせていただきますまして、委員長一任の形で資料をとりまとめさせていただきますと思いますが、そのような流れでよろしいでしょうかという確認を頂きたいと思います。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

事務局から、今の意見を含めてとりまとめの案の資料の修正をして委員長一任の形でとりまとめさせてほしいということですが、それで御異議ございませんでしょうか。

異議のある人だけ、異議ありとだけいただければ、それで結構です。よろしいでしょうか。

よろしければ、では、それで進めさせていただきますと思います。チャットにて異議ありませんと書いていただいた方、ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事の(2)「国土の管理構想と今後の検討方針(案)について」に移らせていただきたいと思います。

事務局から、資料2-1と2-2に基づいて、説明をお願いします。

【専門調査官（山本）】 国土管理企画室の山本です。山本から説明します。

資料2-1を御覧いただければと思います。

まず、1ページ目ですが、先ほど、一昨年度の2019年とりまとめから、管理構想というものを提言されてきておりましたけれども、これまでなかなか委員会で全てのことを議論できたわけではありませんので、不足している部分を中心に、今年度、議論を進めさせていただき、国土の管理構想としてとりまとめさせていただきたいと考えています。

まず、名称についてなんですけれども、これまで裸で「管理構想」というふうにさせていただいておりましたが、委員の先生方からも何の管理構想なのかというような御指摘を頂いておりましたので、今回から「国土の管理構想」という名称にさせていただければと思います。

「国土の管理構想」とはですが、地目横断的、複合的、他の地域へ影響する人口減少下の国土管理の課題に対応したものとして、2019年で議論した土地の放置による悪影響に対する管理と、その前の年に2018年に利活用を前提とした積極的な管理というものの両方の視点を持って、国土の管理の在り方というものを今年度提示していきたいと思っております。

さらに、人口減少下の国土管理として対応すべき課題としては何があるのか、それから国土のどこにそういった課題が存在しているのかということについても追加的に検討して整理してまいりたいと思っております。

次のページに行ってくださいますと、まず構成です。

構成については、国・都道府県・市町村・地域、ここでいう地域は集落とかそういった地域ですけれども、その各層での管理構想の枠組みを検討したいと考えております。それぞれのレベルで対応すべき管理の在り方や管理構想に位置付けるべき内容でしたり、それぞれの計画体系についても具体的な視点や方向性や手法を明らかにするために検討を追加的に行って、国土の管理構想において示していきたいと思っております。

次、スライド3、4については、国土の管理構想の構成案を入れておりますけれども、この後、詳細に説明させていただきますので、省略させていただきます。

スライド5に移っていただければと思います。

本日の論点を先に説明させていただきます。資料2-2は、過去16回の委員会の議論の内容から、国土の管理構想の構成案として示させていただいているものになります。この資料2-2について、真ん中の欄に国土の管理構想に記載・整理すべき事項を書いています、

右側に今年度議論が必要と考えられる残された論点を示しております。

これらについて追記すべき事項だとか、修正すべき事項があるかどうかといったことだったり、国土の管理構想の整理に当たって留意すべきと考えられるような事項がありましたら、今回、御意見を頂きたいと思っております。

それでは、資料2-2のほうに移らせていただきます。

まず、第1章から説明させていただきます。

第1章は、総論ということで、国としての管理構想だとか、各層の管理構想の総論的なことを記載していこうと考えています。

1.の「国土の管理構想とは」、(1)の部分です。まずは人口減少だとか、気候変動だとか、災害リスクの増大だとか、そういった背景事情に対応しまして、地目横断的に複合的に地域へ影響する課題などの国土管理上の課題に対応するものとして検討を進めてまいります。この項目で本委員会のスタート地点である国土利用計画の考え方といったものも盛り込んで整理していきたいと思っております。

次に、(2)の計画体系になりますが、これまでの委員会においても議論してきておりますとおり、国・都道府県・市町村・地域の各層において国土の管理構想を策定するというところで、法制上の位置付けとしては、国土利用計画に位置付けるということを予定しております。この項目の中では、まだ各層の国土利用計画の関係性が未整理ですので、トップダウンとボトムアップのプロセスの整理を行ったり、国土の管理構想の計画期間をどういうふうにするのかといったことも残された課題として今年度議論していきたいと思っております。

次に、2.になりますが、「人口減少下の国土管理の課題と管理のあり方」ということで、まず(1)の課題です。課題については、1ページから2ページにまたがっているところになりますけれども、国土の管理の在り方を検討する前段として、土地の放置を含めた国土管理水準の低下による悪影響を整理させていただいて、人口減少下の国土管理の課題の抽出を行いたいと思っております。管理水準の低下により重要な土地の機能が損なわれるということがあり得ると思っておりますので、例えば、防災・減災の機能であったり、生物多様性、文化伝承、地域の維持といったいろいろな失われる可能性のある土地の機能を整理させていただいて、これらの機能の喪失による具体的な悪影響を整理していきたいと考えています。

また、今の悪影響と、それから2019年とりまとめ、一昨年の議論で土地の放置の話もかなりしていますので、そのときに整理した外部不経済の考え方のその両方を、改めて時間的、空間的に整理し直させていただいて、それでこれらの課題が国土のうちのどこに存在し

ているのか、なかなかマップ上のここだということまではできないと思うのですが、定性的な評価として分析・整理を行いたいと思っております。

この項目については全般的に議論していませんので、今年度の残された課題として、次回以降、議論したいと思っております。

(2) になりますけれども、課題に対応する管理の在り方になります。

国としては、政策提言になるようなトップダウン的な発想の人口減少下の国土管理の在り方を整理していきたいと思っております。

先ほどの土地の機能が失われるということだったり、他の地域へ悪影響が及ぶことだったり、行政界を超えた流域管理だとか、そういった広域的な観点での国として考慮すべき視点といったものをこちらでも整理させていただいて、それらの視点だったり、各分野、各省のいろいろな施策だとかの考え方の調整点だったり、総合的な考え方というものを整理させていただいて、国としてどのような管理の在り方が目指されるべきか、都道府県以下においても管理すべきエリアや対応すべき管理の在り方は、どういうものが目指されるかというものを判断できるような視点を国として提供してまいりたいと思っております。

また、国・都道府県・市町村・地域の各レベルで、どういった対応をすべきかという国土の管理の在り方についても、併せて整理を行いたいと思っております。

これらの整理に当たっては、先ほど、各省の施策ともという話をさせていただきましたけれども、各省との意見交換を進めながら整理していきたいと思っております。これらの項目もまだこれまで議論しておりませんので、残された課題として議論させていただければと思います。

この項目の2ページの右下辺りからは先生方からの御意見で、留意すべき点はどういうことがあるかということも今記載させていただいておりますので、こちらも何か追加すべき点がありましたら、御意見を頂ければと思います。

次に、3ページ目の3.ですけれども、ここで各層の役割分担と連携・調整について整理させていただきたいと思っております。

特に残された課題としては、各層で行うデータの整理の内容でしたり、人材支援の手法について重点的に議論したいと考えております。市町村については、地域における管理構想の策定に向けて大きな役割があると思っておりますので、この点については、3章のほうで詳細に整理したいと思っております。

次に、4.ですけれども、国土の管理構想のモニタリング・見直しについてですが、こち



らは基本的方向性について、今年度、議論させていただきまして、詳細なところについては、また来年度、別途検討したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次のページにいただいて、2章です。2章は、都道府県の管理構想ということで整理をさせていただきたいんですけれども、これまであまり都道府県の役割をはっきり議論してきておりませんので、項目全体として残された課題として整理していきたいと思いません。

都道府県の管理構想に記載していく内容としても、現時点では国土利用計画の記載事項と対応したようなことを書かせていただいております。都道府県としても、都道府県土の現状把握や将来予測を行って、県としてどういう将来像を目指すのか、県土の管理すべきエリアや課題だったり、そういったものを市町村や地域に知らしめるものとなればというふうに思っています。市町村・地域にどういった支援措置を行っていくのかということも、ここに記載していくということを考えています。

2.のモニタリングは、先ほどお話ししたとおり、今年度は基本的方向性のみ検討したいと思っております。

次、3章にいただいて、ここは市町村管理構想と地域管理構想を一体で整理させていただければと思っております。プロセス的にもなかなか切り分けが難しいので、先ほど、2020年とりまとめのほうでも地域で難しい場合は市町村でというような話もあったと思っておりますので、そこは一体的に整理していきたいと思っております。

まず、1.が意義ですけれども、こちらはまずそもそも策定してもらう必要があると思っておりますので、策定のモチベーションを持っていただくための項目として設けています。

次、2.ですが、こちらは市町村管理構想と地域管理構想の計画体系と調整プロセスと記載事項を整理していきたいと思っております。

管理構想は各省の制度や地目にまたがった調整を行うものだと思いますので、他の法定計画とか制度との調整や協議すべき事項というものをしっかり明示していきたいと思っております。ここもまだ記載事項はほとんどこれまで議論してきておりませんので、重点的に議論を今年度させていただければと思っております。

地域管理構想については、これまで長野市中条地区でワークショップも行ってきておりますので、そこでの議論をベースに策定ステップも整理させていただこうと思っております。

次のページ、3.については、これまでの先生方から頂いた留意事項ですので、こちらも追加があれば御意見をください。

4.になります。こちらは市町村管理構想と地域管理構想の策定に当たって必要なデータの整理です。市町村内の課題を整理するためのデータとしてこういったものが必要なのか、それから、ほかのいろいろな計画制度もありますので、そういったところで用いられているデータとして流用可能なものがあるのではないかとということで整理をさせていただいて、その整理されたデータからこういったことが課題としてあるかとか、管理すべきエリアを整理していくということを考えています。

次が5.ですけれども、一番下のところで、地域管理構想の策定に関わる主体の整理をさせていただこうと思っています。こちらの中条地区でのワークショップや、2018年に積極的管理ということでいろいろな取組事例を紹介させていただいていますので、それらの整理の中から、こういった主体が関われば地域管理構想、市町村管理構想がうまくいくのかということ整理させていただきます。

次のページにいただいて、6.のプロセスになります。こちらは実際に地域管理構想を策定するに当たって、市町村と地域の両方が行うステップとして整理しております。2020年とりまとめにおいても説明したとおり、全ての地域で地域管理構想が必ず策定できるような状況というわけではないので、地域ごとにどこまでステップを進められるのかということ二段構え、三段構えで考える必要があると思っています。なので、具体的なステップの中身については、それ以降整理しますけれども、そういった前提で整理を進めたいと思っています。

次のページの【ステップ0】です。ステップ0は、事前準備・機運醸成の項目になります。まず、事前準備の段階でどれだけ策定できる地域を増やしていくのかということも重要だと思っていますので、そこを重点的に整理しています。

まず①で、現状の把握として、先ほど市町村がデータを整理するという話をしましたので、そのデータから地域の現状を把握するということが必要かと思っています。そのデータだとか、ヒアリングを行うことによって地域の現状や住民の問題意識を聞き取りまして、市町村としてまず地域の現状を把握していくというのが①です。

次、②については、①の現状把握の取組と一体となったものですけれども、市町村が把握した地域の現状から、どの地域の単位で話し合いを行うかというような地域の範囲の設定を市町村で検討してもらいたいと思っています。その設定された地域において、農地だとか、宅地などの現在の土地利用、管理状況の把握をアンケートだとかヒアリングを通して行ってもらいまして、具体的の中条地区でも、耕作者年齢とか、後継者の有無とか、居住者年齢

の把握を事前に行って、それを現況図に見える化し、それが将来的にどういう利用になるのかという将来予想図を作るということをやったんですけれども、そういったことをやってもらいたいと思っています。地域の話合いに向けた準備等をしてもらうというイメージです。

次のページの③なんですけれども、地域住民に対して取組を行う機運を醸成させる取組を行いたいと思っています。先ほどの現況図や将来予想図でまず地域の方々にも課題や現状を認識してもらう機会を作ることが大事だと思っていますので、その際にいろいろな支援策だとか、ほかの地域の優良事例だとかを紹介しながら、地域で問題意識を醸成して、問題解決に向けて動き出すということをやっていきたいと思っています。

すみません、説明は途中なのですけれども、大原先生が3時までということだったので、後日、御意見をお伺いしたいと思います。一言何かあればよろしくお願いします。

【中出委員長】 大原先生、チャットにも入れていただけていますが、今、ステップの途中ですけれども、ステップ1から4のところについては、これまで一昨年というか、その前からずっと議論しているものに修正が加わっている部分はありますけれども、特に問題はないと思いますし、事前に御覧いただいている中で何か御意見を頂ければと思います。短時間で申し訳ありませんが、いかがでしょうか、大原先生。

【大原委員】 本日、途中までの予定で申し訳ございません。基本的に御提示いただいた構想で結構かと思います。私自身が特に興味があることとして、留意事項にも挙げていただきましたが、管理構想の期間、どのぐらいの期間で構想を考えるべきかというのは、国とか都道府県とか市町村で違ってくると思いますので、ここについてはさらに議論して行って、これにそれを書いていけたらいいかなと思っています。

全体的に異論はありません。

説明途中で失礼いたしました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

今の点については、計画の期間が、管理構想としての実効性を持つ期間と、将来を見据えた期間と、多分、二段構えになって、その中で市町村の役割、都道府県の役割、それから国が全体で持つべきパースペクティブといったようなところで、少しその辺りの議論は、今年度、今、大原先生から言われたように進めたいと思います。どうもありがとうございました。では、事務局で続きをお願いいたします。

【専門調査官（山本）】 大原先生、ありがとうございました。

③として、機運醸成の取組です。機運を醸成して、先ほども地域でなかなかコミュニティが活性化していないという話もありましたので、場合によっては、地域管理構想を作るに至らない場合も、まずは地域で課題を認識してもらうという、そこまでの取組までは最低限やってもらえればいいのではないかと考えております。その取組をもってしてもやっぱり難しければ、市町村管理構想というものを優先的に作ってもらうというようなイメージとして考えています。

次、【ステップ1】からは、実際の地域管理構想の中身になってきます。

ステップ1からは、完全に中条地区で整理してきたことですので、先生方の頭にも入っている内容だとは思いますが、ステップ1で、まず自分たちの暮らす地域の現状把握と将来予想をしてもらうということで、実際に地域の魅力だとか、地域の持っている資源だとか、過去に行ってきた地域づくりの取組だとか、そういったものを一度振り返ってもらった上で、地域の今を知るようなこととして、先ほどの現況図を基にして、現在の土地利用、管理状況の把握をして、それから、その地域の将来を考えてみるという取組をしてもらいたいと思っています。

【ステップ2】になりますけれども、こちらは右側のほうにフロー図を載せさせていただいておりますが、下側にあるのが昨年度のフロー図で、今回は上にある新たな検討フロー図で今後検討させていただきたいと思っています。これまでは、2019年取りまとめの議論だと、どうしても土地の放置がかなり進んでしまっている地域に限定して土地の利用の選択をどうするかということをお話しておりましたので、2018年とりまとめで議論してきておりました積極的な利用の観点からの管理をどうするのかということ、フロー図の左側に追加させていただきまして、新たなフロー図として整理させていただいております。そうやってフロー図を少し変えることによって、微妙に言葉遣いとか、そういったものも変わっていますので、次回以降の議論に当たっては、そこら辺の細かいところもまた御意見を頂ければと思います。

この土地の選択に当たっては、これまで管理のいろいろ優良事例などを見てきておりますので、そういった取組事例も併せて紹介して、地域にイメージが付きやすいようなものとして提示していきたいと思っています。

次のページの【ステップ3】ですけれども、こちらは土地の選択に対して実際の行動計画に落としてもらいましょうという取組です。これについては、実際に中条地区でワークショップを進めていますが、コロナの影響で流れてしまっていて、実際に行動計画を

作る取組がちょうどできていない状況にあります。なので、時期を見て、ワークショップを今年度できればと思っていますので、そのワークショップを経てまた整理したいと思っています。

そこで行動計画とプラスして、地域の全ての土地についてこういった管理をするのかという話合いができるとは限りませんので、将来にわたって地域をどうしていくのか、その土地の状況が悪化しないようにどうするのか、最低限の地域のルールを設定を行ってもらいたいと思っています。

次のページの7.で最後ですけれども、この地域管理構想の見直しについても、今お話しした地域のルールと併せて一緒に検討していきたいと思っています。市町村管理構想のモニタリングについては、都道府県と国と一緒に、基本的方向性だけ今年度議論していきたいと思っています。

説明は以上になります。

**【中出委員長】** どうもありがとうございました。

資料2-2は国土管理構想の構成案で、今まで過去4年間議論してきた内容の全体をとりまとめていただき、左側に記載事項、整理事項、それから右側に残された論点と留意事項を書きいただいています。事務局からの説明にありましたように、資料2-1の5ページに、本日の論点ということで、資料2-2で整理している内容について、3点、国土の管理構想に記載・整理すべき事項、これは国のものです。それから、国土の管理構想をまとめていくために、今年度議論が必要と考えられる残された論点。それから3番目に、国土の管理構想の整理に当たって、留意すべきと考えられる事項ということで、事務局がとりまとめたものに対して、修正もしくは追加の点がありましたら、ぜひ御発言いただきたいと思いません。よろしくをお願いします。

どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

それでは、広田先生、お願いします。

**【広田委員】** 全体的に大変よくまとめられているなと思います。その上でなんですが、委員としては、最後になって非常に大きな検討課題を与えられたかなという印象があります。これまで利用されなくなることによる外部不経済だとか、個別の様々な問題に対する意見を少し言ってきたなという感じがありますが、本来この委員会はこのことを議論すべきだということを改めて示されたかなということで、この方向性について私はすごくいいと思っています。ただ、地域管理構想についてはいろいろ事例調査も含めて議論してきたか

と思うのですけれども、国・都道府県・市町村の国土管理構想については、これからいろいろ揉まなくてはならないという感じがします。それが全般的な感想です。

ただ、この委員会の前に改めて国土形成計画を見たのですけれども、やはり国土管理というのは非常に大きな課題として取り上げられているわけですから、やっぱりそこに国土形成計画に示されたような問題提起に対して、やっぱりこの委員会は応えていかなくてはならないわけで、そういう意味では、今日示されたいわゆる管理構想なるものは、すごく必要だというふうに思います。

私のほうから、記載すべき論点というか、議論すべきものとして、2つ挙げさせていただきます。

1つは、国土の国民的経営に関する、あるいは国民的管理に関するところで、今日示された管理構想は、地域管理構想は別として、やっぱりどちらかというと、行政が主体になって作り、マネジメントしていくというようなそういうトーンで書かれている感じがして、いわゆる行政でない民間企業であるとか、あるいは広い意味の第三セクター、非営利団体、地域住民も含めてなんですけれども、こういう主体が計画策定にどう参加し、実際には管理の担い手になるわけですから、その実際の管理にどう関わっていくかという辺りを、やっぱりもう少し記載していく必要があるのではないかという気がします。これが第1点です。

それから2点目が、何年か前に林さんから撤退の農村計画の話聞いたかなと思うのですけれども、今後の人口減少と高齢化のスピードというか程度を考えると、もう管理し切れなくなる土地が出るのは目に見えているわけです。ですから、そういう状況を見越した戦略的撤退というか、戦略的縮小というか、そういったトーンをもう少し強く出していくべきではないかなという気はします。

様々な人口減少の予測をそれぞれの自治体もされていますけれども、過去40～50年にわたって過疎地で起きてきたようなことが国土全体に起きてくるわけですから、全てを良好に管理できるということではないわけなので、そういったことをもう少し強く打ち出していったほうがいい気がします。

少し抽象的な言い方ですけれども、以上、2点です。

**【中出委員長】** どうもありがとうございました。

2点御指摘いただきましたけれども、1点目については、多分、資料2-2の5ページ目の最後のところから、地域管理構想の策定に関わることが想定される主体と求められる取組等という形で、主体については示されているのだけれども、どうしてこういう主体が関係

する必要があるのかとかいう辺りのところに、なかなか直接結び付かないで書かれているから、一番冒頭で論じている国土をみんなで管理しようとか、国民的経営とか、そういうことについて等のつながりがないので、まず頭のところで、その部分、国民的経営というのはというところを書いた上で、先ほど申し上げた6のところについて書いていけばいいのではないかというふうに私も思いました。

それから2点目については、これはまさに各自治体、少なくとも地域管理構想を作るところがそこまで意識を持てるかどうかは別として、各自治体が自分のところの20年後どころか50年後のことを少しちゃんと考えていったときに、残さなければならない場所というのと、放棄せざるを得ない場所というのをちゃんと考えていく必要があるというところをもう少し強調した上で、ステップ2で新たな検討フロー図というところで、今までも青い「積極的利用」というのと、黄色の「手のかからない方法で管理」というのと、緑の「必要最小限の管理」というのを示していますが、ここで「can」と「should」の観点と書いてありますが、この辺りをもう少しきっちり自治体等で真剣に議論してもらって、これはどちらかというところ、トップダウンで地域にも理解してもらおうということが必要なのかもしれないかもしれませんが、その辺りのところで書き込んでいくことで、今、広田先生からの御指摘に対応していくことで、今年度もう1年かければいかなと思いました。

広田先生、そんなところでよろしいでしょうか。

【広田委員】　そうですね。重要なのは、手をこまねいてというか、なし崩し的に管理の粗放化が進んでしまうというところが一番まずいわけですから、計画的、戦略的に適正な管理を維持していくという、そういった姿勢で臨むというところをぜひ市町村なり都道府県なり、もちろん国もですけれども、この管理構想を作ることで、やっぱりそういう姿勢なり考え方を身に付けてほしいというのが期待しているところでもあると思います。今の委員長のまとめで結構です。

【中出委員長】　どうもありがとうございました。

今言っていたように、やはり各自治体にどう理解していただくかというか、覚悟を決めていただくか、あるいは志を定めていただくというようなところをうまくこちら側から提示できればいいかなと思いました。

それでは、土屋先生、チャットを頂いています。どうぞ御発言ください。

【土屋委員】　事務局との話合いでは大分前から出ていますけれども、今回、国の管理構想と都道府県の管理構想というのが出てきたわけです。初め、すごく違和感があったのです

が、いろいろお話を聞いたり、議論している中で、基本的にこの国とか都道府県の管理構想というのは、1つ下のレベル、例えば国だったら都道府県、都道府県だったら市町村や地域をどうサポートしていくかという、そういう方針と、それから、都道府県の場合だったら、都道府県を超えたような広域の点についての管理の在り方や、都道府県だったら、市町村の範囲を超えたところについて限定的に記述するということになるのだと思います。

基本的に大事なのは、市町村の管理構想と地域の管理構想ということになるのだと思うのですけれども、そこですごく気になっているのが、これまでも何回も議論が出てきたところだと思うのですけれども、それを作るだけの時間的余裕があるのか、少し失礼な言い方だけれども、要するに、能力の問題も含めて、地域と市町村と考えると、地域では難しい場合は市町村がそれをかなりサポートしなければいけないという意味で、非常に市町村の役割が重要になっているわけですが、その市町村がどの程度やってくれるかというのが大事なところですね。

それを考えると、実は市町村をどうするかというときには、都道府県が市町村をどうサポートできるかということが非常に重要だと思います。前にも発言したような気もするのですけれども、例えば森林のほうだと、森林経営管理法というのができて、それから森林環境譲与税というのができて、市町村にかなり頑張ってもらわなければいけないのだけれども、とてもできないから、例えば森林環境譲与税の1割を都道府県にあげて、都道府県で市町村を支援する体制を作ってくださいという形にしたわけです。これは地目が森林の中だから、都道府県と市町村の関係でうまくいく面はあるんですね。ところが、今度ここで考えた場合は、地目横断的なわけで、市町村であれば地目横断であっても、1つの役場もしくは市役所の中でそれなりに融通はきくような気はするし、いろいろな地目の政策を経験した方がいっぱいいらっしゃるわけだから、何とかなるような気はするのですけれども、都道府県になると、御存じのとおり、かなり地目間といいますか、例えば農地と森林と都市というのは全く離れて、その間の人事交流もあまりない。そうすると、市町村に適切なアドバイスが与えられるような主体がちゃんと都道府県にいるのだろうかというのが少し気になっています。

例えば森林であれば、都道府県に一番専門性を持った、つまり、林学職の試験を受けて入ったような専門職がいるので、その範囲内だったら、ある程度、技術系の面も含めて担保できるのですけれども、こういった地目横断的な部分については、恐らく都道府県の場合だと、行政職、事務職の方々がやるような部分が大きいと思うのですけれども、その方々が異動を繰り返すとすると、市町村をサポートできるのかというのが気になります。そして、それが



少し難しいというのが我々の委員会としての判断ならば、それをどうやってサポート、担保するのかというのは非常に重要なところなのではないかという気がしました。

【中出委員長】 ありがとうございます。

確かに都道府県で国土管理に関わるとするならば、都道府県の国土利用計画審議会を所轄している部局だと思いますが、この専門委員会の前に国土政策局等で幾つか国土利用計画に関する勉強会等で、広田先生とも御一緒していますけれども、都道府県の役割を確かに見たときに、本当に技術職的なことでちゃんとやれるような都道府県がどのぐらいあるのかというところは確かに難しいところなので、その辺りは我々が空中戦で議論していてもしょうがない部分があるので、事務局のほうで、都道府県がもし国の全体の指針に当たるものを受けて市町村に対して何かアドバイスを、それぞれの都道府県によって状況が違う中で、金太郎飴みたいなことを言うのではないような形で指示ができるか、あるいは指導ができるかというところについて、少し今年度、当たってもらおうというようなことが必要なのだろうと私も思いました。どうもありがとうございました。

次に、一ノ瀬先生から手が挙がっていますので、一ノ瀬先生、よろしくお願いします。

【一ノ瀬委員】 ありがとうございます。一ノ瀬です。

今、2-2の資料を説明いただいて、基本的にはこれまでの議論を踏まえ、かつ、多分それぞれ個別に委員にヒアリングをした部分に関して、私がこれまで申し上げたところも随分たくさん汲み取っていただいていますので、大きな意味では全く異論はございません。

今日改めてまた全体を通してお話を伺っていて、特に去年まで地域での管理構想をボトムアップで作るということをかなり集中してやってきて、一方で、前回の委員会においても少し国としてトップダウンの部分が必要なんじゃないですかということを申し上げてきて、それも今、組み込んでいただいていますので繰り返しになりますが異論はありません。この中で、今気が付いたのが、地域なり市町村の自治体というのも、言ってしまえば、自己診断というか、自分たちの判断でいろいろ情報を集めて、自己評価をして将来を描くということになっているわけなのですけれども、これまで4年間の議論でもたしか出ていたような気もするのですが、もう一方で、少し客観的なデータを見て、カルテというところとすごくはつきりしたものになるような気がするのですけれども、やっぱりある程度、こういう指標を見ておくみたいなものを国のレベルでもう少し示してもいいのではないかと。今回記載いただいているように、国のレベルである程度日本全体を見直して、どこをもっと注力しなければいけないのかということも組み込んでいくというふうに書いていただいて、その過程で、

多分、人口減少の状況だったりとか、地目の問題だったりとか、いろいろな情報等を整理されるのを想定されていると思います。集落に対しても、あるいは基礎自治体に対しても、例えば何かこのデータセットではここはこうですみたいなものが、だからどうしろとは直接的には国から何か注文を付けるわけではないのですけれども、例えば、隣の集落に比べてどうなのかとか、隣の市と比べてどうなのかとかも見るができると思いますので、やはりこういう管理構想を考えていく中で、ベースとしてどういうデータがなければいけないのかということ整理していただくと、多分それを受け取る自治体にしても、地域にとっても、自分たちが感じているのと違い等がわかるかと思う。かなり厳しい集落と思われるのにすごく頑張っているところはよくあることですし、逆にすごく恵まれているのに、なぜ何もしないのですかみたいなところもよくあることです。なので、そういうものもある程度、相対的にお互いの比較ができると、うちはもっと頑張らなければいけないとか、うちは結構頑張ってきたのだとかということもそれぞれ分かるかと思しますので、少しそんな点も考慮いただけたらよろしいかと思いました。

以上です。

【中出委員長】      ありがとうございました。

客観的な情報、データに関しては、事務局が用意してくれている資料2-2のステップ0の現状の把握のところ、市町村の所有するデータから地域の情報を把握ということは書かれているのですが、議論するに当たって、基本的にはこういうような情報を集めておいたほうがいだろうとかというようなこと、それも市町村で集めるべきものと、都道府県あるいは国が、全体との比較とかで言うと、国が持っている情報をどう取り出すかみたいなところは、少し今回の管理構想全体でそこまで網羅的に書けるかどうかは別として、これは後々、別途、実際に運用していく段階でそういうものを示していけばいいとも思うので、そういうことの枠組みだけは少なくとも一ノ瀬先生が言われたような形で示しておかなければいけないと思います。できればステップ0の①のところにもう少し書き込むのと、それから、国及び都道府県の1つの役割として、市町村をサポートするためにどんなことがやれるのか、国や県のところでもデータの整備を書いていますけれども、実際に市町村や地域が作る時にどういうデータが生きたデータとして必要かというようなところについて、もう少し議論できればいいと思いました。

それから、少し一ノ瀬先生にお聞きしたい部分があるのですが、都道府県の役割等のところで、市町村よりは広域的な観点でというようなことが書かれているのですが、広域的な観

点というと、一般には防災的なことと、それから環境的なこと、環境に関しては実は都道府県も超えていたりするのかもしれないですけども、その辺りの特に環境計画の御専門とされているというところで、もう少し強調しておいたほうが良いというようなことがあれば、御指摘いただけたらありがたいのですが、いかがでしょうか。

【一ノ瀬委員】 ありがとうございます。そういう意味では、これまでも事務局と打合せさせていただく中でも少し申し上げているところでもあるんですけども、今、先生おっしゃったように、多分に環境の場合には広い範囲になってくると、当然、市町村の境界を越えてくるというようなこともあります。去年の委員会でも特に防災の議論が多かったですけれども、やはり流域という単位が非常に重要になってきますので、これは生物多様性であるとか、自然環境のほうにおいても重要です。やはり流域単位で見るような視点、場合によってはそれが当然県境を越えてくる場合には、県境を越えた連携ということも必要になってくると思いますので、そういった自然環境の単位で、例えば例を挙げるとしたら流域みたいな形では書き込んでいただくとよろしいかなというふうに思います。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、一通り御意見を頂きたいと思いますので、浅見先生、瀬田先生、ございましたら、御発言いただけますでしょうか。

【浅見委員】 では、浅見からよろしいですか。

【中出委員長】 どうぞ、お願いします。

【浅見委員】 特に最後のほうにモニタリングとか見直しというふうに書いてあります、特に地域の場合は、1年というふうに書かれていますけれども、先ほど土屋先生もおっしゃったのですが、1年ごとに作り直していくというのは、これ、かなりの手間になりますので、その辺の負担が大丈夫かなというのは正直なところ心配です。国だとか都道府県については、あるいは市町村についても特に1年と書いてあるわけではないのですけれども、そのところのゾーニングをどうするのかというのは、重要な課題ですし、1年と決め切る必要はないと思いますので、どういうものが現実的かというのは、少し考えたほうが良いかと思いました。

それから2つ目に、今申し上げたような理由で、特に市町村の負担が結構大きいのではないかと思います。これはかなりマンパワーも必要ですので。これはどこの市町村でもやれというふうに言われると、大きいところはまだしも、小さいところはなかなか厳しいということもあるのではないかと、逆に人の顔が見えているから、やりやすいところもあるかもしれ

ないのですけれども。

例えばなんですけれども、これとほかのいろいろな計画を市町村も作っているのですけれども、例えば兼ねることができるかどうかとか、つまり、行政のほうの、こういうことを言っては国民に叱られるのかもしれないのですけれども、やっぱり行政のほうの負担を軽減するというのも、今後、非常に重要な社会課題であると私は認識しているので、そういった観点からも、負担軽減の在り方を少し考えてあげたほうがいいかと、これを真面目にやろうとするとかなり重い構想になりますので、それを少し思いました。

それから3つ目に、この管理構想の管理をしていく責任がどこにあるか少し分からない。管理構想を作るところまでは、この資料で非常によく整理されていて分かったのですが、その後、それをどう責任を持って運営していくかというところが少し分かりづらくて、例えば、住民が、「おまえ、言ったのに管理しないのはおかしいじゃないか」と言われても、「いや、そんなことを言っても事情が変わったんだ」というふうに、そういうことになりかねないのですが、何かその辺の実際の運営体制、運営について、どう考えているかというのを少し検討したほうがいいかというように思いました。

以上、3点です。よろしくお願いします。

**【中出委員長】** どうもありがとうございました。

1点目のモニタリングのところでの地域管理構想の見直しを1年程度とすると、毎年モニタリングをして計画を見直すのかというところについては、もう少し確かにおっしゃるように議論をしたほうがいいかもしれませんので、2番目に御指摘いただいたことも含めて、少し考えなければいけない部分があると思います。

それから2番目の部分についても、行政の負担ということで言うと、この地域管理構想を作ること、防災性とか、強靱性とかが高まるというようなことを考えていくと、各自治体が今作りつつある地域防災計画とか、そういうものから一部流用するとか、あるいは、総合計画の中で分野別ではないような形で作られているような計画の中で、こういうところと重なる部分、完全に重複するとは申し上げませんが、そういった部分も含めて、うまく組み合わせれば、市町村として地域管理構想をまとめられる部分があるならば、そういうことも含めて視野に入れてもう少し議論させてもらえればと思います。

それから、3点目の部分についても基本的には同じことだと思うのですが、市町村の管理構想をボトムアップで、地域が地域管理構想として作ったものをボトムアップするので、最終的な責任の所在はどうしても市町村に頑張ってもらわなければならないのですが、ただ、地域が作

っている中で地域と市町村の関係で、どういうふうに責任主体、責任というか、モニタリングとか計画の改編とかをどういうふうにしていくのかというところについては、確かにまだ議論がされているわけではないので、その辺り、少しちゃんと課題を整理して示さなければいけないと思いました。

浅見先生、よろしいでしょうか。

【浅見委員】 はい。ありがとうございます。それで結構です。

【中出委員長】 では、瀬田先生、御発言をお願いします。

【瀬田委員】 基本的にこの地域管理構想は、私は、特にどんな動機があれば構想の策定が進められるのかというところが非常に大事で、かつ、結構難しい問題かなというふうに思っています。

そういう視点で、今日の資料2-2を見ると、1ページの下の方ですが、2.の部分、非常に大上段に立った国土管理の課題というところは、非常に残されたというか、新しい課題がたくさん書いてあるのが分かるのですけれども、こちらは土地利用の原則というか、結構教科書的なところで、ここは非常に大事ではあるのですが、本気でやると、ここだけで大変かなというように、この資料を見た瞬間非常に思いました。

他方で、この委員会では、本当に具体的な地域管理構想というのをどうやって策定していくべきかということ去年度まで中心に考えて、ワークショップや見学も私も行かせていただきましたが、やはりそこに非常に重要な目的があるというふうに考えています。

この2-2の資料の最後には、管理の定義が改めて書いてあって、これまでは悪影響を防ぐ、抑制するためのという、この視点も実質的に非常に重要だったというように思っていますが、2.の2ページ目の真ん中辺の(2)の「人口減少下の国土管理のあり方」には、「悪影響に限定しない」と書いてあって、ここも当然、国土管理といえば、悪影響だけではないだろうというのは当然ではあるのですが、ここも含めて検討すると、実際はその残された課題が膨大になっているのですが、非常に膨大になってしまって、少しこの委員会でやるのが少し多過ぎになってしまうのかという印象を持ちました。なので、この部分は、これまでの原則を押さえるという程度かと。

それからもう1つは、やはり最初に申し上げた市町村や、あるいは地域が管理構想を策定する上で、どんな動機があればやれるのか。もちろん悪影響を抑えるということがモチベーションになる場合もありますが、その場合も、それ以外の場合も含めて、どんな動機を促すことができるのかという、その辺を中心に、まず国土管理の在り方ですとか、あるいは、も

し国土管理をこううまくやれば、もっと地域がよくなるんだよみたいなことをしっかり示した上で、じゃあ、地域管理構想は実際にこう進めるべきだという、その話に入っていくというような構成が非常に望ましいというふうに思いました。

そして、実際、今まで先生方の御意見があったような地域管理構想を策定する際にどのような問題点、課題があるかというのを、これから次回以降の委員会で検討していくべきかというように考えました。少し印象的な話で恐縮ですが、以上です。

【中出委員長】      ありがとうございました。

今の資料2-2の1ページ目の最後の人口減少下の国土管理の課題と管理のあり方というところが、国から見た、総論としては絶対に間違っていないのだけれども、少し各市町村もしくはもっとブレイクダウンした地域が受け止めるには、なかなかしんどい部分があるという御指摘は、確かにそのとおりだとも思いますので、特に動機として地域管理構想をどうして作らなければいけないかというか、どうして作るべきなのかというところについて、もう少し丁寧に書ければとも思います。

そういう点では、地域もしくは市町村が20年後どころか50年後でも持続可能なコミュニティを維持するためには、特に空間として、土地利用として維持していくためには、空間として維持するだけでは本来駄目で、担い手がちゃんとして、コミュニティが成立していなければいけないのはもちろんのことなのですが、少なくとも国土管理構想の中では、空間としても、要するに、プラットフォームになる国土が持続可能性をちゃんと担保できるような形でないとまずいよという辺りを、それぞれの地域もしくは市町村が、それぞれの事情で抱えているものを、国で総論として示しているものをもう少し咀嚼して、自分のところの問題として整理してもらって地域管理構想としてぜひ将来を見据えた計画として、作っていただきたいというところをメッセージとして示せば、今、瀬田先生の言われたようなところ、お上が上から示しているだけというような印象ではなくなるのではないかと思います。瀬田先生、よろしいでしょうか。

【瀬田委員】      はい、結構です。ありがとうございます。

【中出委員長】      どうもありがとうございました。

それでは、一通り、委員の方から一言ずつは頂いているのですが、追加で御発言をということであると、土屋先生が最初にもう少し発言したいと言われていたので、土屋先生、よろしければ、続きをどうぞ。

【土屋委員】      1つ目の議題での話にも出てきたところと関係するのですがけれども、管理

構想が必要なのか、必要ではないかということで、地域によって違うのではないかという議論をしていますね。これ、逆の見方をすると、地域や市町村にとってどれだけ管理構想を作るのが自分たちにとって大事なことなのか、大事なことではないのかということの見極めが大事だと思います。これまでも議論がされてきましたように、やっぱり市町村にとっては管理構想の策定はかなり重いので、先進的なところはこういう良いツールがあるのだったらやろうとなるけれども、多くのところは、「いや、分かるけれども、ちょっとね」というところが多いことになるわけで、そうすると、それを少し後押しする意味で言うと、現代風に言えば、いろいろな条件をインプットすると、あなたのところは絶対に管理構想を作らなければ駄目ですよみたいな回答が出てくる。何かそういう管理構想の必要性が分かるような仕組みなり、ツールみたいなものを準備できないか。

それとも関連するのですけれども、市町村と地域の関係についてですが、地域の範囲ということも議論に出ていたと思いますが、これは何も行政的な単位である必要は必ずしもないわけで、そのところの見極めはだれがどうやってやるのか。我々としては、どの単位でもいいですよ、つまり、一番重要な、一番ふさわしい適切な範囲でやってくださいということを使うわけだけでも、地域との関係を密にやっているような市町村であればすぐに適切な単位が出てくるとは思いますけれども、広域合併した市町の場合だと、どういう単位がいいのかと迷う可能性があるという気はしている。それですぐにやるとなると、いわゆる行政単位になってしまうわけで、その行政単位が必ずしもここでいう地域管理構想の単位としていいのかどうなのか、何かガイドライン的なものがあるといいのかと思っています。

また、これと関係するのですけれども、市町村にとってみると、地域に、地域管理構想を作ってもらえるのか、もしくは何とか作ってくださいと言ってお尻をたたくのか、もしくは、地域だけでは無理だから、市町村がかなり主導して地域管理構想を作る、それも無理だったら、地域管理構想はひとまず作らないで市町村管理構想の中に入れようというような、いくつかの場合分けがあるわけですが、このことを判断する基準は非常に難しいと思っています、そこまで検討できるのか少し自信がないですけれども、なにかガイドライン的なものがあつたほうがいいのかという気はしました。かなり細かい話になりましたが以上です。

**【中出委員長】**      ありがとうございます。

幾つか話をさせていただいた中で、作るべきか、作るべきではないかという判断基準みたいなところを何かイメージしたフロー作成までいけるかということ、なかなかそこまで今回は無理かもしれないですけれども、こういう場合にはぜひ作ることが有効であるということ

については提示できるのではないかと思います。

それから、地域のまとまりをどうするかのところに関しては、確かにおっしゃるとおり難しいところがあると思いますし、最後に言われた、地域にどういう単位で作ってもらうかと言ったときに、これは前にも委員会で私が申し上げたような気がしますが、市町村が市町村全体の計画を作る中で、地域がより細かく自分のところのものを作ったら、内容を市町村の、どちらかという精度が粗いというかスケールが大きいものを地域がオーバーレイして、そちらのほうをより優先的に有効にすることができるというような仕組みにして、そうすると、全ての地域が全て作らないと、市町村の管理構想にならないということはなくいけると思うので、そういう意味では、市町村も無理に地域を割って各地域に作れという必要もなくなるのではないかと思いますので、そのやり方は複数あるというところを今回の国土の管理構想の中で例示的にでも示せばいいのではないかと思います。その辺りも原案を作って、また皆さんと議論してみたいと思います。

土屋先生、よろしいでしょうか。

【土屋委員】 はい、結構です。

【中出委員長】 それでは、あと、広田先生からも、もう一言ということですので、広田先生、よろしくをお願いします。

【広田委員】 私、先ほど瀬田先生のほうからあった動機付けの話は非常に重要だと思っていて、個人的には、全ての市町村あるいは多くの地域で管理構想的なものを作るというか、検討していくべきだというふうに、日頃身近にいろいろな地域と付き合っている立場としては、そう思えることなのですけれども、じゃあ、実際にどうやって動機付けするかというときに、こういった管理構想だけではないのですけれども、地域づくり全般でもそうなのですけれども、まずは現状を住民自身が知ってもらうという、あるいは市町村の職員が知るというそのステップが私は非常に重要だと思っていて、何らかの形で、これほどの状態で、このままいくと、やはりまずいなというふうな認識を持ってもらう、そういうステップがないと、そもそも管理構想を作ろうというような強い動機にもならないし、仮にやらされたとしても、形式的なものになってしまうという感じがしています。

では、どうやって現状を知ってもらうかということなのですが、1つ参考になるのは、地方創生で総合戦略と人口ビジョンを作ったわけなのですけれども、その際に、いわゆる増田レポートというのが出て、自治体ごとに出産可能年齢の女性の人口の比率が50%を割るところを消滅可能性都市というふうに定義付けています。増田レポートが出た翌日に全国



の地方紙の1面に一斉にあのニュースが出たのです。あれはもう国が仕掛けたのだと思うのですけれども、そのやり方がいかどうかは別として、何らかの客観的な指標、人口だとか、あるいは土地に関する指標で、先ほど一ノ瀬先生がおっしゃったような形で、自分たちの地域の土地の管理に関する客観的な現状を知るような、そういうデータをむしろ国が統一的に示してやって、それを見た各自治体なり地域が、このまま放っておくとやっぱりまずい、何らかの計画的対応が必要だというふうに思わせるような、何かそういう仕掛けが1つ欲しいなという気がします。

例えばなんですけれども、国交省さんなどが無居住化の可能性のある集落の地図なども示していらっしゃるよ。ああいうものは割とインパクトがあるデータですし、具体的にどういうデータを使って、どういう見せ方をするかというのは、いろいろ戦術を練る必要があると思うのですけれども、やはりそういったことが1つ必要かなというのを感じています。それが1点。

もう1点なのですが、じゃあ、具体的に市町村なり地域が管理構想を作るという際に、市町村の中の誰が作るのかという、誰が作ろうと思うかというところなのですけれども、これ、現実的には、個々のそれぞれの部署の担当者がやろうかというふうにはなかなかかなりにくいと思うので、先ほども少し議論がありましたように、市町村の総合計画だとか、国土利用計画を作る際に、そのオプションとして管理構想的なものが必要だねというような形で入るのは、ある意味自然かという気がしています。あるいは、我々の分野ですと、今、小学校単位の地域運営組織形成を随分やっているのですけれども、その中でも地域の課題として、このまま土地が荒れていっていいのかというのは、重大被害の対策を考える際によく出てくる課題です。ですから、この地域管理構想なるものがあって、自分たちの地域の将来をこういう形で共有して考えていこうみたいな場をうまく作れば、乗ってくる可能性は十分にあると思います。

ということで、2つ目に言いたいのは、では、具体的にこの管理構想を誰がどのようなところから入っていつて作るのかというところも少し作戦を練る必要があるのではないかと感じたという次第です。

少し長くなりましたけれども、以上です。

【中出委員長】      ありがとうございました。

今言われた1点目の点については、国がある程度統一的なデータを示して、それを各自治体とか地域で自分の相対的な位置付けを見てもらうということをやらず、それで今回

の資料2-2で言うと、ステップ0の事前準備・機運醸成の部分でそういうものを用いてもらう、本当にステップ0なのか、それより前なのかもしれませんけれども、このあたりで、今、広田先生から御指摘いただいた辺りを対応できればと思います。それから、もともとこの委員会でも、この管理構想が単体で動くかということ、なかなかそうではなくて、そもそも国土利用計画と一体的なものでもあり得るだろうということ、それから、そもそも国土利用計画というのは、各自治体で作る、今は地方自治法が根拠法ではなくなっていますが、総合計画の空間化版が市町村の国土利用計画だとすると、そういうものが三位一体とは言いませんけれども、それぞれ役割を持って一緒に作られていくというようなあたりは、確かに自然な流れだと思いますので、その辺りもこうすべきだというよりは、こういうやり方があるというような例示で示していくというようなことがあるのではないかと思います。

広田先生、よろしいでしょうか。

【広田委員】 はい、結構です。

【中出委員長】 それでは、あと、時間的にもう少しなのですが、あと浅見先生、瀬田先生、何かどうしてもということがありましたら、御発言いただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、よろしければ、まず今までの議論について、事務局から補足回答すべき点がありましたら、お願いします。

【専門調査官（山本）】 事務局ですけれども、基本的には頂いた御意見、こちらのほうでもいろいろ考えていたことともかなり共通しているというか、先生方もいろいろ意見交換させていただいていたというのものもあるかもしれないですけれども、なので、今頂いた御意見は基本的に全て盛り込める形でやりたいとは思っています。ただ、地域管理構想の策定意義だとかということも前段にどう持ってくるかみたいなのところについては、もしかしたら地域管理構想の普及版みたいなものを併せて検討して示したほうが、分かりやすいのではないかというように、私たちの中でも今考えているところではあります。なかなか前段で全て地域管理構想の意義、今回、3章の最初、1.に書いてある内容を最初に示し切るのが少し難しいかもしれないというふうに思っているのとこのところではあります。

【専門調査官（谷垣）】 今の点とも少し似ているのですけれども、今日御欠席の中村先生からも、市町村とか地域に取り組んでもらうということ意識した、恐らく意義であるとか、先生はSDGsでいうところの社会や経済といった、ツリーの上に乗ってくるものに、

地域のそういったところにどう効いてくるのかといったことを少し強調したらどうかというようにおっしゃり方をしていましたけれども、それが今、山本のほうからもあったように、この中で最初から出すのがいいのか、読み手を意識した地域とか市町村に対して出すアウトプットのときにそういう工夫のやり方もあるかもしれないというふうな御意見は頂いておりました。

あと、浅見先生からも頂いたと思うのですが、市町村の負担を大きくしないという点については、我々も非常にその点を思っておりまして、今回、ステップ、プロセスのところでも市町村がやるべきことはかなり盛り込んでいるのですけれども、中出先生からも御意見ありましたように、市町村の状況によって、あるいは地域の状況によって全てをフルスペックでやるわけではなく、幾つかのやり方とか、到達点があるということは少し意識して進めていきたいというふうに思っているということを補足として申し上げておきます。

ありがとうございます。

**【専門調査官（山本）】**　なので、地域のレベルに合わせてと言ったときに、さっき、撤退みたいなお話もありましたけれども、どうしてもほとんどの土地が放置する土地になってしまい、管理をしていくという選択肢がほとんどないような地域も多分出てくると思われますので、そういった地域については、例えば地域管理構想でも少しだけ行動計画と書いている最後のほうに書かせていただいているのですけれども、撤退というのか、むらおさめというのか、言い方はあれなのですが、そういう地域としてのよいものとか、文化だとか、そういったものをちゃんと保存していくということをしっかり優先して、地域を納めていくということも行動計画の1つの考え方としてあるのではないかとしたこと今回整理させていただくような形にしたいと思っています。そういう地域の段階に応じたことをできるようにということを盛り込んでいきたいと思っているという感じです。

**【中出委員長】**　どうもありがとうございました。

それでは、今日頂いた意見も含めて、少し今年度の委員会でどういう議論をするのか、まさに国土の管理構想に記載・整理すべき事項で、どの辺を詰めなければいけないのか、それから、今日の資料にも用意していただいている今年度議論が必要と考えられる残された論点の中で、どういうプライオリティで何をどこまで詰めておかなければいけないのかというロードマップ的なものを少し早めに委員に御提示いただいて、それでいいかということのを了承していただいた上で、今年度の委員会運営に臨みたいと思います。今の状況で言うと、正直、下手をすると今年度、全員で集まることができない可能性すら、今のこの含みでは

あるので、その中でどういうふうに委員会を運営していくのか。それから、残されたところをどうまとめていくかということについては、少しいろいろなレベルで考えなければならぬところがあると思いますが、それは事務局と私でも相談させていただいて、なおかつ、皆さんにも御相談に乗っていただければと思いますが、当面、国土の管理構想を作るに当たって、この辺りをきちんと詰めておかないと、結局、受け取った市町村、あるいはそれを指導する都道府県も、何をやっていいのか分からないと。特に瀬田先生から言っていた動機付けが全くできないままで無理やり作らされているみたいな状況では、ろくなものがないと思うので、そこら辺りについてきちんと視野に入れながら、今年度、議論できればと思います。そのようなところでよろしいでしょうか。

それでは、時間もおおむね約束の時間になりましたので、最後の議事（３）「その他」ですけれども、事務局から何かありましたら、あるいは、ほかに何かあれば、事務局からよろしくをお願いします。

【課長補佐】 特にございませぬ。

【中出委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、おおむね予定していた時間になりましたので、これをもちまして本日の国土管理専門委員会の１７回の会議は終了したいと思います。熱心な御議論を賜りまして、ありがとうございました。

今後のことについては、また皆さんと御相談しながら考えていきたいと思ひます。

それでは、最後に、進行を事務局にお返しします。

【課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、事務局から２点お知らせをさせていただきます。

まず、本日の会議の議事録につきましては、委員確認の上、ホームページに公表をさせていただきます。

２点目としまして、本日の資料につきましては、既に国土交通省ホームページにて公表されておりますので、後日、資料を参照される場合は、そちらを御覧ください。

事務局からは以上でございます。本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —